

熊本教育ネットワークユニオンの運動

熊本高退教 岩本正也

1 教育ネットの紹介

この組合の執行委員は、すべて求職者や会計年度任用職員（昔でいえば非常勤地方公務員）です。組合員は現在 46 人で、私立学校の教職員もいます。

今では、再任用期間が終わった後も公私立の学校で働く人たちが多く、組合につながっておきたい、高教組につながっておきたいと思ってる人達が「熊本教育ネットワークユニオン」に加入するケースも多いようです。

2 非常勤講師の待遇改善について

(1) 2013 年ごろの非常勤講師は、(a)時間割変更や授業カットで自分の授業ができなかった場合、その分報酬が少なくなっていました。また、(b)テスト問題作成や採点・成績処理あるいは実験実習の準備をしたとしても、音楽の非常勤講師が、式典でのピアノ演奏や歌唱指導をやったとしても、何れも報酬は出ませんでした。

このように不都合な実態が一杯あったのですが、長年改善できないままでした。

(2) そこで、教育ネット（以下、「組合」という。）は、2013 年度に県立学校の全ての非常勤講師にアンケート調査を実施し、その結果に基づいて要求書を作成し、2014 年 10 月 9 日付で熊本県と熊本県教委に提出し団体交渉を求めました。

(3) しかし、7 ヶ月待っても県教委等は団交に応じません。そこで 2015 年 5 月 18 日に熊本県労働委員会に対して救済申立を行いました。

その後、県労委の 2 回の調査のなかで、職員団体との交渉しか経験のなかった県教委に労働組合のことをしっかり学習して貰いました。

(4) やっと 2015 年 9 月 2 日から県教委との団交が始まり、合計 6 回の団交を経て、2016 年 2 月 29 日（閏日）に労働協約を締結することができました。労働協約とは、合意事項を文書化し両当事者の代表者の記名押印したものをいい、労使間の規則（県の規則や内規）のどれよりも大きな効力が与えられているものです。

(5) 労働協約は、① 非常勤講師の所定労働時間を明確にし、② 授業時間の変更は本人の合意無しにはできない、③ 学校の行事等で授業がカットされた場合 100% の報酬を支払う、④ 授業のみならず実験実習の準備後片付け、定期考査の問題作成・採点、成績評価、単位認定のための補習、追試験のための特別指導、進級判定会（該当者がいる場合のみ）、新任式と退任式なども非常勤講師の業務である、⑤ それらの業務に対して、非常勤講師の自己申告を基本にして校長が適切と認める 1 時間単位の時間に対して報酬を支払う、⑥ （以下、略）

①②③は(a)を、④⑤は(b)を改善する項目です。つまり、県教委は、全ての部分で組合要求を受け入れたことになります。

(6) 県教委は、労働協約に基づいてその内容を通知文という形で学校長に通知しま

した。しかし、⑤の定着には時間がかかりました。

今でも、たまにですが、非常勤講師に自己申告時間数を制限する事例があります。それで、次に紹介する 24.12.20 付「要求書」でも 1 工に書きました。

(7) 上記(5)までは、非常勤講師が「特別職」だから労働組合法を駆使することができました。しかし、2020 年 4 月 1 日から、非常勤講師は一般職の会計年度任用職員となり、地方公務員法の全面適用となり、取り組みが難しくなっています。

3 24.12.20 付「要求書」

- 1 非常勤講師の待遇及び執務環境について④
 - ア 報酬の大幅改善を図ること④
 - イ 報酬支給日を毎月 7 日にすること④
 - ウ 非常勤講師に対する健康診断を実施すること④
 - エ 業務命令による業務の自己申告について、今なお「予算の範囲内で」と制限をかけている学校がある。指導を徹底すること④
 - また、年度当初（または年度前に）に渡す「職務命令による業務に関する勤務条件通知書」の名称を「職務命令による業務に関する計画書」や「職務命令による業務に関する予定書」などに変更すること④
 - オ 4 月からの生活設計のため、次年度の採用に関するヒアリングと内示を早期に行うこと④
 - カ 全ての非常勤講師に対して、専用の机、PC を貸与すること④
 - キ 非常勤講師が授業を行う特別教室・準備室にも冷暖房を設備すること④
 - ク 非常勤講師にとっても必須となる新たな知識等（ＩＣＴ、新たな評価制度など）については、研修の機会を設けること④
- 2 ④ その他の会計年度任用職員の待遇について④
 - ア 毎月支払われる基本的な賃金を、ハローワーク統計に表れるパートの求人賃金や熊本県最低賃金の状況を踏まえて、時給換算で少なくとも熊本県最低賃金の 100 円以上とすること④
 - イ 会計年度任用職員（学校技師）の賃金を、技能労務職給料表の 1 級 8 号給の額としているのは、熊本県技能労務職員の給与に関する規則に反すると思われるので、是正を求める④
 - ウ 報酬支給日を毎月 7 日にすること④
 - エ 公務傷病休暇、私傷病休暇を有休とすること④
 - オ 任用通知書や勤務条件通知書の職務は、「・・・等」の表記ではなく、職務内容が明確に分かる表記とすること④
 - カ 会計年度任用職員が学校内連絡の埠外に置かれたまま業務をする実態があるが、これを改善すること④
- 3 ④ 会計年度任用職員について、「公募によらない再度の任用を 2 回までとする」という④現行ルールを廃止すること④
- 4 ④ 教育委員会管轄の会計年度任用職員のうち、苦情相談機関が労働局であるのは、調理④員、学校技師、介助員および特別支援学校サポーターの他に、どのような職種があるかを教えていただきたい④

(1) ハローワーク熊本の24年11月統計では、学校技師と似た職種に求人側が提示する賃金は時間額で998円～1050円です。ところが、学校技師に支払われる賃金は熊本県最低賃金と同じ952円です。こんなに安い賃金で人を集めようとしても、県立学校は見向きもされないでしょう。

(2) 民間では、労働契約法によって、有期契約労働者が 5 年経過後に希望すれば無期契約に転換できます。しかし、この法律は会計年度任用職員に適用されず、3 年経過したら「公募」によって採用者が決定されます。ですから採用されるかどうか不安の中で働くことになります。また、機械的に「次は、貴方が採用されるかどうか分かりません」と、公募にするのは、働く者の尊厳を著しく損なう行為です。

しかし、上記(1)で述べたように低賃金という実態がありますから、「3 年公募ルール」は、人材を集める阻害要因となります。

非常勤講師だけでなくその他の会計年度任用職員の問題解決へと、教育ネットの守備範囲を広げたことから、若い人達からの相談や学校以外で働く人からの相談も増えつつあります。

「私たちがしたいな者でも入れる組合があることを知って直ぐに連絡しました」と言ったのは、12 月に加入した県立図書館の会計年度任用職員 A さんです。

熊本教育ネットワークユニオン・熊本県高等学校教職員組合が会計年度の待遇改善を要求（要求書提出）
祝ネット公式

[illegible]

組合意見・質問に答えられない県教委

会計年度任用職員(学校技師)の報酬について



9月4日(木)、県教委に対する昨年12月20日付「要求書」に関する3回目の交渉を行いました。前回交渉で、「会計年度任用職員(学校技師)の報酬を、技能労務職給与表1級8号給としているが、9号給が正しいのではないか」という組合意見に対して、「持ち帰って検討する」と県教委は答えています。

県教委の説明

今回、その検討結果を県教委は次のように説明しました。

① 熊本県技能労務職員の給与に関する規則第4条第19項ただし書きでは、「特別の事情があると認められる場合には、初任給の号給を設定するこ

はなく、号給の引き上げによって対応した経緯があり、給与等級は1号給から3号給から、更にその後3号給から8号給への段階的に適用させてきた。

④ 次に、熊本県報酬及び費用弁償条例別表第1第16号に基づいて、会計年度任用職員の報酬額を日額以内で知事が定める額と規定されている点について、この規定は、あくまで、上限額を示すものであり、下限額が明記されていないため、報酬額が本採技能労務職員の初任給(1級9号給)を下回る場合であっても、条例に抵触するものではないと解される。以上の通り会計年度任用職員の学校技師に対して1級8号給適用は、制度的根拠と運用上の合理性に基づくものであり、条例や規則にても適正な運用であると考えている。

組合の意見・質問

- 1 説明の②③④は、条例規則にない部分であり、合意事項でもなく県・県教委の勝手な解釈に過ぎない。
- 2 熊本県報酬及び費用弁償条例第1条によれば、こ

ニュース(25.9.13 発行)



官製ワーキングプア問題学習会報告 「転換期の自治体職員人事システム」 講師 上林陽治さん

7月29日(火)18:30より熊本県公務労協主催の学習会に参加しました。その報告です。

非正規割合は30年で7倍に

総務省や自治労等の調査によれば、2024年4月の地方公務員総数に占める非正規職員の割合は29.8%で、1994年の7%に比べて、圧倒的に増えている。これは、定数内職員(正規職員)が減らされたにもかかわらず、地方自治体の仕事が増えたからである。

正規職員をジェネラリスト化

定数内職員(正規職員)を削減しても行政水準を維持しなければならないという要請から、当時の自治省は97年11月に「個々の職員の持つ能力を最大限に発揮させることを人事管理の目的の一つとして明確に位置づけ」「ジョブローテーションを通じて様々な職場をバランスよく経験することで視野や知識技術を幅広く深いものとして行く」方針を出した。3年程度で職員を別の部署に異動させることで、何でもできる人材にするという、正規職員のジェネラリスト化である。

専門職を非正規化

興味深いデータ

「あなたは仕事に対して意欲を持って前向きに取り組んでいると思いますか」という質問に対して肯定的な回答をしたのは、正職員の場合、課長が84.4%、係長が53.2%、係長より下位職が28.4%であるのに対して、会計年度任用職員は70.8%であった(滋賀県人事委員会調査)という興味深いデータがある。正職員は、職位が下がるほど、仕事の裁量範囲が狭まり達成感も感じにくいのにに対して、会計年度任用職員は、仕事に対するやりがいを感じているからだろう。

今や専門職は非正規職員が中心

これらの結果、2024年の地方公務員を職種別にみた非正規職員の割合は、図書館職員75.9%、給食調理員75.9%、保育士55.5%、女性相談支援員89.8%、消費生活相談員97.5%、放課後児童支援員66.6%、スクールカウンセラー100%となっている。

4つの提言

講演時間がなくなり、話は、一挙に「おわりに」へ進み、① 公務員の人事管理を、ジェネラリスト型から、ジェネラリスト型とジョブ型の両方のシステム

ニュース(25.8.4 発行)

第4号議案 県立分会の結成と人事委員会登録

第1号議案の3(2)で報告しましたように、昨年度は、県教委との交渉において県教委が組合を軽視ないし無視する行為(不当労働行為)がありました。

このような行為を許さないために、地公法第55条「地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、及びこれに附帯して、社交的又は学術的活動を含む適法な活動に係る事項に関し、適法な交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに應ずべき地位に立つものとする。」を根拠にして、県教委が誠実に対応す

25.9.19

定期大会第4号議案

2025年度福島県退教協定期大会議案

2025年6月26日（木） 13時30分～15時30分

教育会館第一会議室



憲法を生かす会 福島県民の会総会・講演会 サンライズもとみや 2025年2月

次 第

進行－事務局長

I 定数の確認（事務局長）（1分）

代議員数 15名 内出席 名（過半数をもって成立）

II 開会あいさつ（長田副会長）（2分）

III 会長あいさつ（浦井会長）（5分）

IV メッセージ紹介

○ 竹田邦明日退教会長

○ 瀬戸県教組中央執行委員長

V 議長選出

VI 議事

1 日程経過（主なもの）

5月2日	第3回組織整備特別委員会（12名参加）	県教育会館
5月30日	福島支部総会（会長参加）	県教育会館
6月6日	役員会・監査（6名参加）	県教育会館
6月8日	憲法を生かす会 実行委員会（1名参加）	県青少年会館
6月8日	北会支部総会（事務局長参加）	会津労働福祉会館
6月12日	代表者会（参加者16名）	県教育会館
6月22日	平和フォーラム総会（1名参加）	ラコパふくしま
7月11日	双葉支部会報400号発行記念集会（事務局長参加）	ラ・ファンド（富岡町）
7月27日	相馬支部総会（事務局長参加）	
9月3日	高齢者集会・政治学習会（事務局長参加）	日本教育会館
9月14日	県高齢者集会（9名参加）	グリーンパレス
9月14日	日退教5者合同学習会・組織活動交流会（1名参加）	ラポール日教済
9月26日	日退教員闘争カンパ（30,000円）	
10月9日	会報（臨時号）発行	
11月10日 ～11日	日退教「福島の旅」案内・講師（3名参加）	県教育会館等、双葉地方
12月3日	県退連総会（事務局長、他2名参加）	ラコパふくしま
12月23日	第1回事務局会	県教育会館
1月31日	会報（No.8）発行	
2月11日	憲法を生かす会 福島県民の会総会・講演会（7名参加）	サンライズもとみや
3月15日	2025原発のない福島を！県民大集会（12名参加）	パルセいいざか
3月27日	会員加入依頼文書発送（72名）	

2 「憲法をいかす会」の取り組み

2024年度 憲法をいかす会賛同者	75名	賛同金	78,000円
参考—2023年度	66名	賛同金	71,000円

3 2024年度会費納入会員数

福島83	郡山55	田村24	石川20	北会30	相馬25	双葉66
合計	301名					

4 協議事項

第1号議案 当面の状況と選挙に対する取り組み

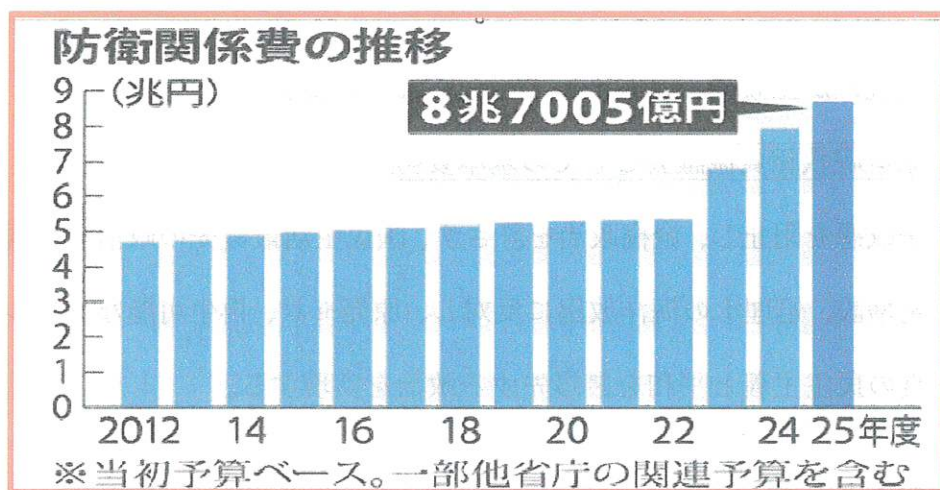
◆トランプ2.0

1月に就任した合衆国トランプ大統領は、全世界に波紋を投げかけ、その様子が連日報道されている。しかし派手な動きに反して、就任5か月を迎える現在、打ち出す政策はカラ回

りしている感が強い。期待されたウクライナ戦争やパレスチナ情勢の解決はほど遠く、世界を揺るがしている関税政策は、90日間の凍結判断後、米国際貿易裁判所がトランプ大統領の関税措置の多くを違法と判断し、通商戦略は打撃を受けている。また、政府効率化省の特別政府職員として強硬に人員整理を進めていたイーロン・マスクは、国内からの反発が大きく、政権から離脱した。今後、トランプ大統領の極端な諸政策が米国民にどのように受け止められるかが、動向を大きく左右するものと思われる。

◆軍事費の増大

石破政権は2025年度予算案で、軍事費（防衛省予算）に、初の8兆円超えとなる8兆7005億円を計上。24年度より約7500億円（約9%）増加し、11年連続で過去最大を更新した。2022年に公表された「防衛力整備計画」に基づき、5年間で総額43兆円を投じる方針。



◆汚染水の海洋放出

東京電力は4月10日から12回目となる福島第1原子力発電所での処理水の海洋放出を行った。2025年度では初めてで、およそ7800トン进行海に流した。海洋放出は23年8月に始まり、これまでに計約9万4千トンを放出。25年度は7回に分けて計約5万4600トンの放出を計画している。

◆第7次エネルギー基本計画

石破政権は、2月18日に第7次エネルギー基本計画を閣議決定した。2040年度の発電量に占める原子力発電の割合は2割程度を維持し、再生可能エネルギーは4~5割程度に上げる。生成AI（人工知能）の普及による電力需要への対応と脱炭素の両立を図るために、原発を再生エネとともに「最大限活用」する。2011年の原発震災以降、盛り込んできた「原子力依存度を可能な限り低減する」との文言を削除。原発の建て替えに関しても、同じ電力会社であれば、別の原発の敷地内に建て替えを行うことも可能とした。

◆食料の安全保障問題

昨年来の米価の高騰は、自民党政権が長年続けてきた農業政策（減反・農家育成等）の完全な失敗であることが表面化したものである。それに伴い、「食料の安全保障」が取りざたされている。自民党が提唱する「経済安全保障」以上に人々の生活にかかわる大問題である。農水省の発表では日本の食料自給率は約38%であるが、種子や肥料輸入の高さを考慮すると国際情勢の深刻化により輸入が停止すると、餓死者の出現も予想されている。市民目線での抜本的な転換が求められる。

第27回参議院選挙闘争方針

今回の選挙に関係する情勢

○参議院選挙は、7月3日公示、20日投開票と予定されている。改選議席は124名で選挙区74名、比例区50名となる。

○福島選挙区（定数1名）では立憲民主党公認で石原洋三郎
自民党 森 雅子（現）
共産党 小山田 友子 などが立候補予定。

○比例区では日政連議員で日教組出身のみずおか俊一（現）が立憲民主党の予定者としてあげられています。

○社民党は 大椿 裕子（現）が立候補予定者としてあげられています。

参議院選挙に対する福島県退職教職員協議会としての基本姿勢

- 自公政権の平和憲法改悪を阻止し、金権政治を許さず、国民生活最優先の政治を実現する。
- 原発の再稼働と新規増設、処理水の海洋放出に反対し、原発ゼロ、再生可能なエネルギー社会を実現する。
- 立憲主義に基づく真の民主主義と平和を最優先する政治を実現する。
- 大企業、富裕層優先の不公平税制を是正するなど、格差と貧困の解消を目指す。

今回の選挙に対する基本的な考え方

○自公政権与党を衆議院と同様の過半数割れに追い込み「防衛費の増強と大企業優先・平和憲法改悪」等を志向する政治の方向を転換させること、さらに政権交代を実現することが戦後の政治体制を変革させるために必要である。

○そのために、反自民、非自民の勢力の結集を図ることが当面の現実的な選択となる。

以上のことから、今回の参議院選挙では県退職教職員協議会として

福島選挙区 石原 洋三郎候補 立憲民主党公認

比例区 みずおか 俊一（現）立憲民主党公認

の当選に向けた取り組みを行う。ただし、各支部の自主的判断は尊重する。

第2号議案 2024年度決算報告について（提案 5分程度 監査報告1分 質疑3分 採決）

第3号議案 2025年度予算案について（提案 5分程度 質疑 3分 採決）

第4号議案 2025年度 県役員の選出について（提案2分 質疑－2分 採決）

2025年度から2年間の県役員候補（案）※新役員はブロック体

会長 竹中 柳一

副会長 五十嵐 史郎（県北担当）石川 晃民（県中南担当）

監査 青津 ミヤ子（会津担当）稲村 正夫（浜通り担当）
二階堂 幹夫 星 好房

事務局長 國分 俊樹 事務局次長 柴口 正武、瓶子 高裕

第5号議案 組織整備特別委員会の延長について（提案2分 質疑 5分 採決）

支部の統合、本部と支部の活動のありかた、県・支部の組織体制等、今後の本部・支部の活動や体制の見直し等を重ねて論議し、実行可能な対応を実現する必要があるため、組織整備特別委員会をさらに延長して設置する。委員については支部代表1名とする。

第6号議案 当面の活動方針について（事務局長）（提案5分 質疑 5分 採決）

- （1）本部・支部の組織体制の整備に取り組む。
 - 事務局会及び組織整備特別委員会を中心に本部・支部の組織体制の整備を進める。
 - 郵送料と事務的負担の軽減のため、各支部の代表メールを取得する。
- （2）会報の定期的発行に努める。
 - 4回の発行に努める。
 - 各支部発送または各会員発送にするかは、内容等も考慮して総合的に判断する。
- （3）県退教協としての会員名簿の整理に向けて、取り組む。
- （4）全県の組合員の定年対象者に向けて、「会員加入の誘い」の取り組みを実施する。
- （5）県平和フォーラムを中心とする人権・平和運動等を推進する団体と連携して、署名、集会等への取り組みを実施する。
- （6）憲法をいかす会の加入活動に参加する。
- （7）脱原発運動を積極的に進める。
- （8）県退職者連合に参加し、退職者集会や最低賃金署名などの取り組みを進める。
- （9）会員相互の親睦と福祉を図る。

7 閉会あいさつ（稲村副会長）（2分）